

富士市空き家利活用支援補助金

最大 100 万円 補助!

地域の活性化に繋がる利活用をする空き家の
リフォームを応援します!



◎対象となる空き家

- ・おおむね1年以上、空き家である一戸建ての住宅（兼用住宅を含む）であること
- ・リフォーム後に下記の施設として地域の活性化に繋がる利活用をすること

①地域活性化施設

- <地域交流> 集会場、地域サロン、NPOの拠点 等
- <子育て支援> 子ども支援施設、児童クラブ、子ども食堂 等
- <健康福祉支援> 高齢者支援、障がい者支援施設 等
- <文化交流> 展示スペース、ミニ図書館、手工芸等の教室 等

②地域活性化提案施設（上記以外で地域の活性化に繋がるもの）

コワーキングスペース、アート・イン・レジデンス、民泊 等

◎交付対象経費（自ら行う場合は材料費のみ）

- ・内外装等の改修工事に係る経費
- ・給排水、電気又はガス設備の改修工事に係る経費
- ・耐震改修工事に係る経費
- ・上記の設計及び工事監理に係る経費

◎補助金額

- ・最大100万円

◎補助率

- ・地域活性化施設 3分の2
- ・地域活性化提案施設 2分の1

◎改修後の利用条件

- ・改修後、施設を5年以上運営し、毎年、市に事業報告をすること
- ・都市計画法及び建築基準法その他関係法令に違反しないこと
- ・暴力団又は暴力団員等でないこと
- ・施設で政治、宗教、選挙活動をしないこと

お問い合わせ



富士市都市整備部
住宅政策課 住まい政策担当
〒417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地 富士市役所 7階
F A X : 0545-57-2828 E-mail : to-juutaku@div.city.fuji.shizuoka.jp

☎ 0545-55-2814（直通）

